

2. 病床数適正化支援事業 概要

○支給対象

病院又は診療所

国において「令和7年9月30日まで」に延長予定
別添1（事業概要等）参照

○支給要件

1. 令和6年12月17日（令和6年度補正予算成立日）から令和7年3月31日までに一般病床、療養病床または精神病床の削減の届出を行う
2. 令和7年3月末時点において、廃院をしていない（地域医療構想に基づく再編統合によるものは除く。）

国において「令和7年9月30日時点」に変更予定
別添1（事業概要等）参照

○支給額の算定方法

1. 削減病床1床につき、4,104千円支給
2. 別に単独支援給付金支給事業（地域医療介護総合確保基金）の支給がある場合は差額のみ支給

○支給額の算定方法（除外要件）

1. 産科・小児科病床の削減は算定から除外
2. 同一開設者による病床の融通は算定から除外
3. 事業譲渡による削減は算定から除外
4. 病床種別の変更は算定から除外
5. 特例増床を削減した場合は算定から除外
6. 特定の疾患を有する患者のための病床を削減した場合は算定から除外

○留意事項

今後10年間、正当な理由なく増床した場合は返還を求める